

# 平成27年度第2回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成28年2月10日(水)

午前10時から

場所 音更町役場庁舎4階

401・402会議室

# 会議次第

## 1 挨拶

## 2 議事

諮問第1号 行政不服審査法に基づく関係書類等の写しの交付に係る手数料の制定について **【2～3ページ】**

諮問第2号 長期優良住宅建築等計画認定に係る事務の追加に伴う手数料の制定について **【4～7ページ】**

諮問第3号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定事務に係る手数料の制定について **【8～10ページ】**

諮問第4号 コミュニティ消防センターの使用料の制定について **【11～13ページ】**

## 諮問第1号 行政不服審査法に基づく関係書類等の写しの交付に係る手数料の制定について

### 1 諮問の理由

行政不服審査法の改正により、不服申立制度において関係書類等の写しを交付する手続が新たに導入されるため、その手数料の額を定めようとするものである。

### 2 諮問の額

国が定める手数料の額に準じて、次のとおり定める。

交付の方法	額
○関係書類のコピー・電子データからの出力	○白黒の場合 用紙1枚につき10円 ○カラーの場合 用紙1枚につき20円 ※両面コピーの場合は、片面を1枚とする。 ※郵送により交付する場合は、郵送に要する費用の実費相当額を加算する。
○電子データの送信	○当該電子データを片面で用紙に出力した場合に、出力される用紙1枚につき10円

※行政不服審査法の規定が準用されている法律についても、上記の手数料の額を適用させる。

<行政不服審査法の規定が準用されている主な法律>

法律名	主な内容
○地方自治法	○公の施設の利用についての処分に関する町長への審査請求
○公職選挙法	○地方公共団体の議会の議員及び長に係る選挙の効力又は当選の効力に関する選挙管理委員会への異議の申出
○地方税法	○固定資産課税台帳に登録された価格に関する固定資産評価審査委員会への審査の申出

### 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

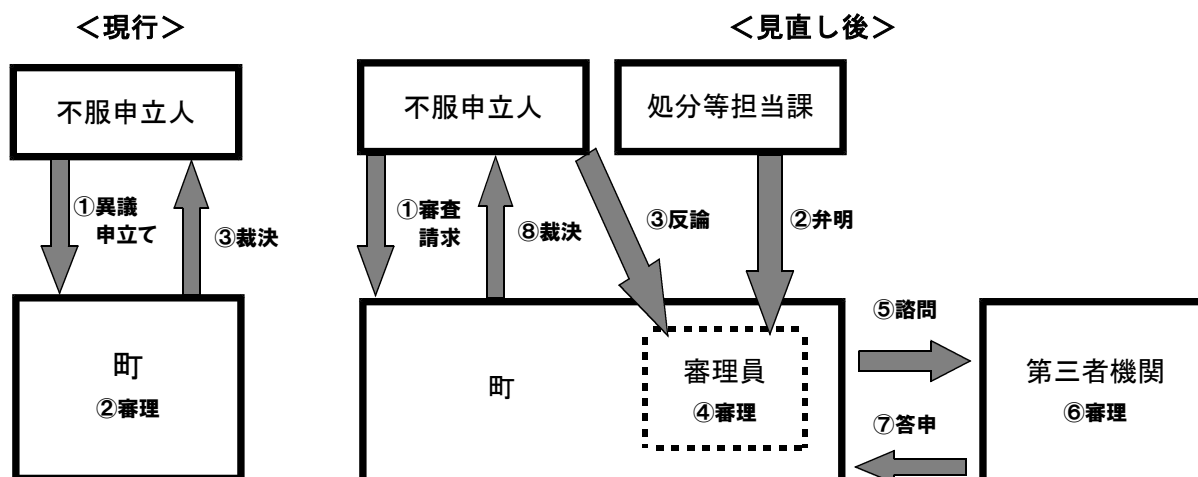
**【参考】不服申立制度の見直しの概要**

不服申立制度の手續等を定める行政不服審査法や関係法令が、公正性と使いやすさを向上させる観点から改正され、平成28年4月1日から不服申立制度の手續等が次のとおり見直される。

※不服申立制度～国や自治体による行政処分又は不作為（以下「処分等」という。）に対して国民が不服を申し立てる制度

区分	主な項目	現行	見直し後
公正性の向上	審理員制度の導入	○不服申立てに関する審理を行う職員に関する規定が無い。 →処分等に関与した職員が審理をすることが可能	○審理員制度を導入 ○町長が不服申立てに係る処分等に関与していない職員を審理員に指名
	第三者機関への諮問手續の導入	—————	○第三者機関を設置 ○審理員による審理結果を第三者機関に諮問する手續を導入
	不服申立人の権利の拡充	○関係書類の閲覧のみが可能	○関係書類の閲覧に加え、写しの交付を受けることが可能に
使いやすさの向上	不服申立てが可能な期間の延長	○60日以内	○3か月以内
	不服申立ての種類の一元化	○処分等を管轄する上級行政庁に対する審査請求と処分庁に対する異議申立ての2種類の制度 ○異議申立てができる場合は、その決定を経た後でのみ審査請求が可能 ○異議申立てでは、処分庁の弁明に対する反論等の機会が無い。	○審査請求に一元化 ○処分等を管轄する上級行政庁がある場合は、直接その上級行政庁への審査請求が可能に ○審査請求への一元化により、処分庁の弁明への反論等が可能に
	不服申立前置制度の見直し	不服申立前置制度～不服申立てに対する裁決を受けていなければ、処分等の取消し等を求める訴訟を行うことができない制度  ○不服申立前置制度を規定した法律は96本	○住民基本台帳法など68本の法律で制度の廃止・縮小

**【町における審理の流れに関するイメージ図】**



## 諮問第2号 長期優良住宅建築等計画認定に係る事務の追加に伴う手数料の制定について

### 1 制定の理由

長期優良住宅認定制度において、既存住宅を増築又は改築し、長期優良化する場合の認定事務に係る手数料を定めようとするものである。

### 2 長期優良住宅建築等計画認定制度の概要

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の軽減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的とした制度で、建築・維持保全の計画について審査の上、所管行政庁が認定するものである。

認定審査において、長期使用構造等（長期に使用するための構造及び設備）の審査については、事前に住宅性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

この認定により、税制上の優遇措置（住宅ローン減税の引上げ、登録免許税率の引下げ、不動産取得税の控除額の増、固定資産税の軽減期間の延長）等の対象となる。

### 3 既存住宅に係る認定基準の追加について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）」及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）」が改正され、平成28年4月1日から施行される。

これにより、既存住宅において増築又は改築を行う場合においても、長期優良住宅建築等計画の認定を受けることができるようになる。

【現在は新築住宅に係る認定基準はあるが、既存住宅の増築・改築に係る認定基準が整備されていなかった】

#### 4 諮問の額

事項	内容				
長期優良住宅建築等計画の認定等審査事務手数料に係る住宅の種類追加	現行の住宅の種類に「既存住宅の場合」を加える。				
		住宅の種類、戸数の区分	手数料の額	技術的審査を受けた場合の手数料の額	住宅性能評価を受けた場合の手数料の額
	現行	戸建て住宅	57,000 円 (34,000 円)	18,000 円 (14,000 円)	21,000 円 (16,000 円)
		2～5戸の長屋建て住宅	130,000 円 (74,000 円)	30,000 円 (24,000 円)	62,000 円 (40,000 円)
		6戸以上の長屋建て住宅	205,000 円 (117,000 円)	47,000 円 (38,000 円)	98,000 円 (63,000 円)
	<b>追加</b>	<b>戸建て住宅 (既存住宅の場合)</b>	<b>84,000 円 (49,000 円)</b>	<b>25,000 円 (20,000 円)</b>	
		<b>2～5戸の長屋建て住宅 (既存住宅の場合)</b>	<b>193,000 円 (109,000 円)</b>	<b>43,000 円 (34,000 円)</b>	
		<b>6戸以上の長屋建て住宅 (既存住宅の場合)</b>	<b>306,000 円 (174,000 円)</b>	<b>69,000 円 (55,000 円)</b>	
	※括弧内は、変更認定の場合の金額				

※手数料の額は、国が参考に示した審査に要する想定所要時間を基に算定

#### 5 施行期日

平成28年4月1日

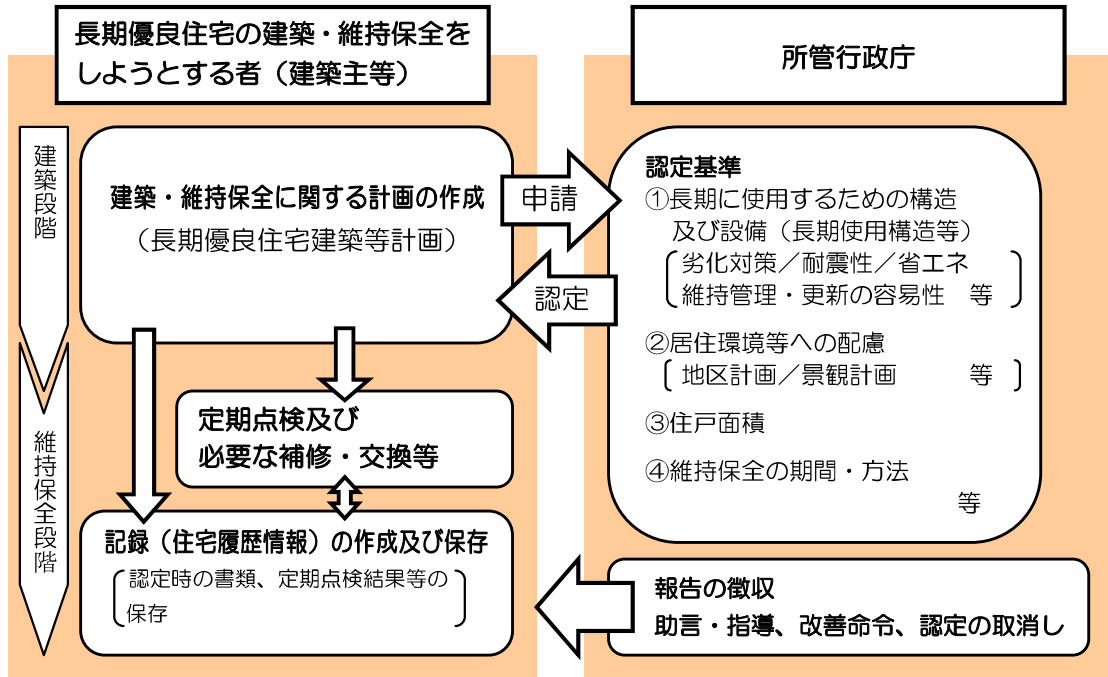
# 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』

(平成 20 年法律第 87 号・平成 21 年 6 月 4 日施行)

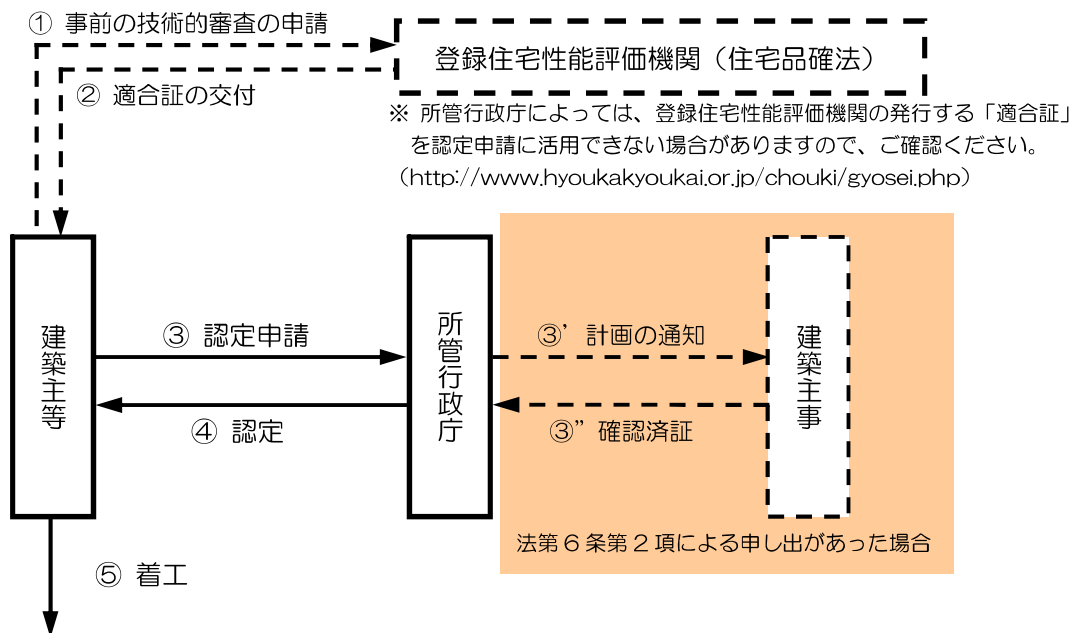
## 目的

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図る。

## 概要



## 認定の流れ



※詳しくは、[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)を参照してください。

## 認定長期優良住宅に対する税の特例措置

	一般住宅	認定長期優良住宅																																																				
<b>所得税 *1 (ローン減税)</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21年</td> <td>5000万円</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">1.0%</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">10年間</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>5000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H23年</td> <td>4000万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>3000万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>H25年から H26年3月</td> <td>2000万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月 から H31年6月</td> <td>4000万円 ※</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※4000万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、2000万円が控除対象限度額となる。</p>	居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	H21年	5000万円	1.0%	10年間	500万円	H22年	5000万円	500万円	H23年	4000万円	400万円	H24年	3000万円	300万円	H25年から H26年3月	2000万円	200万円	H26年4月 から H31年6月	4000万円 ※	400万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th>控除期間</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21年</td> <td>5000万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.2%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10年間</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>5000万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H23年</td> <td>5000万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>4000万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.0%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10年間</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>H25年から H26年3月</td> <td>3000万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>H26年4月 から H31年6月</td> <td>5000万円 ※</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※5000万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、3000万円が控除対象限度額となる。</p>	居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	H21年	5000万円	1.2%	10年間	600万円	H22年	5000万円	600万円	H23年	5000万円	600万円	H24年	4000万円	1.0%	10年間	400万円	H25年から H26年3月	3000万円	300万円	H26年4月 から H31年6月	5000万円 ※	500万円
居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額																																																		
H21年	5000万円	1.0%	10年間	500万円																																																		
H22年	5000万円			500万円																																																		
H23年	4000万円			400万円																																																		
H24年	3000万円			300万円																																																		
H25年から H26年3月	2000万円			200万円																																																		
H26年4月 から H31年6月	4000万円 ※			400万円																																																		
居住開始年	控除対象限度額			控除率	控除期間	最大控除額																																																
H21年	5000万円	1.2%	10年間	600万円																																																		
H22年	5000万円			600万円																																																		
H23年	5000万円			600万円																																																		
H24年	4000万円	1.0%	10年間	400万円																																																		
H25年から H26年3月	3000万円			300万円																																																		
H26年4月 から H31年6月	5000万円 ※			500万円																																																		
<b>所得税 *2 (投資型減税)</b>	—	<p>標準的な性能強化費用相当額(上限:平成26年3月末までに居住を開始した場合は500万円、以降は650万円*)の10%相当額を、その年の所得税額から控除</p> <p style="font-size: small;">*650万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用。消費税の経過措置により旧消費税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の居住開始であっても、500万円が控除対象限度額となる。</p>																																																				
<b>登録免許税</b>	<p>①保存登記 1.5/1000</p> <p>②移転登記 3.0/1000</p> <p>③抵当権設定登記 1.0/1000</p>	<p>①保存登記 1.0/1000</p> <p>②移転登記 【戸建】 2.0/1000 【マンション】 1.0/1000</p> <p>③抵当権設定登記 1.0/1000</p>																																																				
<b>不動産取得税</b>	1200万円控除	1300万円控除																																																				
<b>固定資産税</b>	<p>【戸建】 1～3年目 1/2軽減</p> <p>【マンション】 1～5年目 1/2軽減</p>	<p>【戸建】 1～5年目 1/2軽減</p> <p>【マンション】 1～7年目 1/2軽減</p>																																																				

\*1. 控除額が所得税額を超える場合は、一定額を個人住民税から控除することができます。

個人住民税の控除額は、当該年分の所得税の課税総所得金額等に、

- ・平成26年3月までは5% (最高9.75万円)
- ・平成26年4月以降は新消費税率が適用される場合に限り7% (最高13.65万円) (旧消費税率が適用される場合は5% (最高額は9.75万円))

を乗じて得た額となります。

\*2. 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除することができます。

## 認定長期優良住宅に対する住宅ローンの供給支援

### 【長期優良住宅に対応した住宅ローンの供給支援】

民間金融機関が、認定長期優良住宅について最長50年の住宅ローンを供給できるよう、住宅金融支援機構が支援(フラット50)。

### 【長期優良住宅の取得支援】

住宅金融支援機構のフラット35Sにおいて、認定長期優良住宅等の場合に利用できるプラン(金利Aプラン)では、金利を引き下げる(年▲0.3%)期間を通常のプラン(金利Bプラン)では当初5年間としているところ、当初10年間に設定。

### 諮問第3号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定事務に係る手数料の制定について

#### 1 制定の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る審査手数料を新たに定めようとするものである。

#### 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定制度の概要

社会情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）が制定された。この法律により、新築又は改修の計画が省エネ性能の誘導基準に適合することの認定（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）、建築物が省エネ性能基準に適合することの認定（建築物エネルギー消費性能基準適合認定）の誘導措置が創設され、これらは平成28年4月1日から施行される。

エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物は容積率の緩和が、建築物エネルギー消費性能基準適合認定を受けた建築物はその旨を表示することができるようになる。

#### 3 諮問の額

事項	内容				
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）の申請に対する審査手数料	用途	戸数、面積 申請の方法の区分		手数料の額	技術的審査を受けた場合 の手数料の額
	住宅	200㎡超	44,900円 (26,000円)	6,900円 (6,900円)	
		2～4戸	79,700円 (46,000円)	12,200円 (12,200円)	
		5戸以上	131,000円 (78,000円)	24,200円 (24,200円)	
	共同住宅	住宅の戸数に応じた額に次の額を加算			
				79,700円 (46,000円)	12,200円 (12,200円)

非住宅	主要室入力法等	300㎡以下	258,000円 (135,000円)	12,200円 (12,200円)	
		300㎡超	417,000円 (224,000円)	31,700円 (31,700円)	
	モデル建物法	300㎡以下	100,000円 (56,200円)	12,200円 (12,200円)	
		300㎡超	166,000円 (99,200円)	31,700円 (31,700円)	
工事着工時期、工事完成時期の変更 1,000円 ※括弧内は、変更認定の場合の金額					
建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請に対する審査手数料	住宅	性能基準	200㎡以下	39,000円	5,600円
			200㎡超	43,600円	5,600円
	住宅	仕様基準	200㎡以下	20,100円	5,600円
			200㎡超	21,600円	5,600円
	共同住宅	性能基準	300㎡以下	78,300円	10,900円
			300㎡超	130,000円	22,900円
		仕様基準	300㎡以下	37,500円	10,900円
			300㎡超	64,600円	22,900円
	非住宅	主要室入力法等	300㎡以下	257,000円	10,900円
			300㎡超	416,000円	30,400円
		モデル建物法	300㎡以下	98,700円	10,900円
			300㎡超	165,000円	30,400円

※手数料の額は、国が参考にした審査に要する想定所要時間を基に算定

#### 4 施行期日

平成28年4月1日

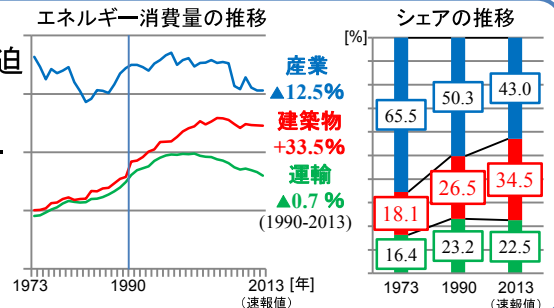
# ●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

＜施行予定日:規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## 背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
  - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



## 法律の概要

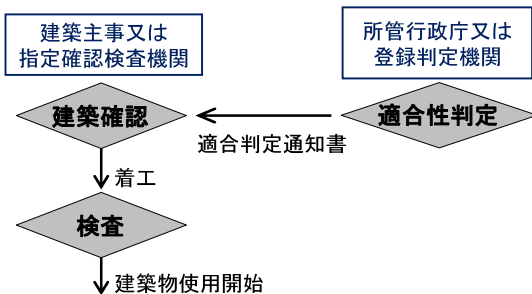
### ●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

#### 特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

#### 省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



#### その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令: 300㎡)  
※特定建築物を除く

#### 届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**

＜省エネ基準に適合しない場合＞  
必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

#### 住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅

\*住宅の建築を業として行う建築主

#### 住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建て住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞  
一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

#### エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

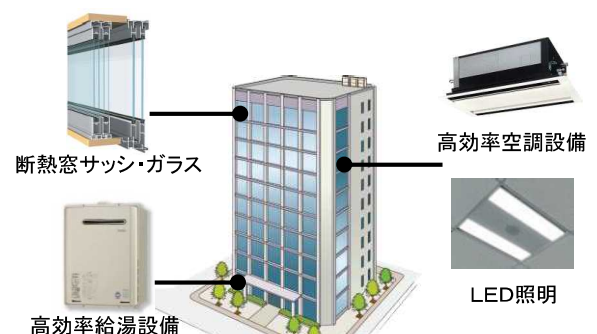
#### 省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例\***を受けることができる。

\*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

誘導措置

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

## 諮問第4号 コミュニティ消防センターの使用料の制定について

### 1 制定の理由

平成28年3月31日に北十勝消防事務組合が解散するに当たり、同組合が所有するコミュニティ消防センターを音更町が承継することとなっている。

これらの施設を町民の使用に供するための公の施設として位置付けることとしたので、その使用料を定めようとするものである。

### 2 諮問の額

#### (1) 消防防災庁舎コミュニティ消防センター

区分	1時間当たりの使用料（単位円）	
	5月1日から10月31日まで	11月1日から翌年4月30日まで
多目的ホール	1,050	1,260

#### 備考

- 1 本表に定める使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- 2 本表の1時間当たりの使用料に使用時間数を乗じて算出するものとする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 5 次の場合は、第2項の規定により算出した使用料に当該額の100分の100に相当する額を加算する。
  - (1) 宣伝、展示、販売等を伴う営利活動のために使用する場合
  - (2) 入場料、会費等を徴収して使用する場合（営利を伴う場合に限る。）

(2) 木野コミュニティ消防センター

区分		使用料（単位円）			
		午前 8:00～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 17:00～22:00	全日 8:00～22:00
5月1日から 10月31日まで	集会室	210	252	315	630
	調理室	105	126	157	315
11月1日から 翌年4月30日 まで	集会室	252	294	378	735
	調理室	126	147	189	367

(3) 東土幌コミュニティ消防センター

区分		使用料（単位円）			
		午前 8:00～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 17:00～22:00	全日 8:00～22:00
5月1日から 10月31日まで	大会議室	210	252	315	630
	会議室	105	126	157	315
	控室	105	126	157	315
	調理室	105	126	157	315
	研修室	105	126	157	315
11月1日から 翌年4月30日 まで	大会議室	252	294	378	735
	会議室	126	147	189	367
	控室	126	147	189	367
	調理室	126	147	189	367
	研修室	126	147	189	367

備考（木野・東土幌共通）

- 1 本表に定める使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 開館時間を超えて使用する場合は、当該超過時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）に使用区分による使用料の1時間当たりの額を乗じて得た額を加算する。
- 4 前項の規定により算出した使用料に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 次の場合は、第2項の規定により算出した使用料に当該額の100分100に相当する額を加算する。
  - (1) 宣伝、展示、販売等を伴う営利活動のために使用する場合
  - (2) 入場料、会費等を徴収して使用する場合（営利を伴う場合に限る。）
- 6 東土幌コミュニティ消防センターを葬儀の目的で使用する場合（連続して2日間にわたり使用する場合に限る。）の使用料は、表に掲げる使用料及び第2項から前項までの規定にかかわらず、その使用する日の初日が、5月1日から10月31日までの間にあっては15,750円と、11月1日から翌年4月30日までの間にあっては18,900円とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

◆コミュニティ消防センターと類似施設との比較表

施設名称	住所	室名						摘要
		面積(m <sup>2</sup> )						
竣工時期等	構造等	使用料(円)						
<b>消防防災庁舎 コミュニティ消防センター</b>	木野西通16丁目1番地	多目的ホール						5月～10月の1時間当たり使用料
平成7年10月	鉄筋コンクリート造2階建 (一部鉄骨造・一部3階建)	309.35						
		1,050						
<b>(参考)木野福祉会館</b>	木野東通5丁目6番地	大ホール						5月～10月の1時間当たり使用料 ※平成23年6月廃止
昭和49年10月	鉄筋コンクリート造2階建 (一部3階建)	329.20						
		1,050						
<b>木野 コミュニティ消防センター</b>	木野大通東7丁目1番地		集会室			調理室		5月～10月の午前(8時～12時)の使用料
平成26年12月	鉄骨造平屋建(一部2階建)		97.20			16.11		
			210			105		
<b>東士幌 コミュニティ消防センター</b>	字東音更東4線17番地		大会議室	会議室	控室	調理室	研修室	5月～10月の午前(8時～12時)の使用料
平成6年11月	鉄骨造平屋建		107.65	49.69	19.87	29.81	39.75	
			210	105				
<b>(参考～地域会館) ひびき野会館</b>	ひびき野仲町1丁目6番地		大集会室			調理室	研修室	5月～10月の午前(8時～12時)の使用料 研修室の面積は最大のものを記載
平成22年11月	鉄骨造平屋建		135.97			16.80	36.45	
			210	105				
<b>(参考～地域会館) 木野東会館</b>	木野東通5丁目6番地		大集会室			調理室	研修室	5月～10月の午前(8時～12時)の使用料 研修室の面積は最大のものを記載
平成24年12月	鉄骨造平屋建		133.64			25.31	47.25	
			210	105				

# 音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

## (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

## (組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

## (委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

### 別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

## 音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

### (趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

### (会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 使用料等審議会 委員名簿

委員任期 2年 自：平成26年4月1日  
至：平成28年3月31日

平成27年2月10日現在

役 職	委 員 氏 名	所 属 ・ 団 体 等
会長	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長
会長職務代理	大 西 勉	木野農協常務理事
	太 田 泰 廣	音更町農協参事
	中 川 則 子	音更町農協女性部副部長
	白 木 幹 子	木野農協女性部副部長
	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長
	黒 川 英津子	音更町商工会女性部副部長
	相 澤 学	音更町商工会青年部部长
	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長
	高 橋 邦 博	音更町PTA連合会会長
	阿 部 光 江	音更町消費者協会副会長
	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長
	横 幕 正 二	公募
	那 須 智 也	公募
	高 津 田鶴子	公募